

別表1 整備項目表(建築物)の審査基準対応表

平成16年2月26日現在

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
1 出入口	(1)直接地上へ通ずる出入口のうち1以上の出入口の構造	ア 幅80cm以上	-	×
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	車いす使用者のために、扉取手側に袖壁幅45cm以上の空間を設ける。45cm以上の空間が取れない場合は、扉の構造や取手形状などを工夫して、車いす使用者が円滑に開閉できる構造とする。	×
			扉取手の取付高さは80cm～90cmで一定とし、開き扉はレバーハンドル、引扉はたて棒状がよい。(図1-6参照) 扉取手は、握り玉などの開閉しにくい構造としてはならない。	×
			自動扉の感知装置は、床マット以外の形式とする。	×
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	扉の前後に水平スペースを設ける。(図1-4参照)	×
	(2)駐車場へ通ずる出入口のうち1以上の出入口の構造	ア 幅80cm以上	-	×
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	1-(1)-イに準ずる	×
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	1-(1)-ウに準ずる	×
	(3)各室の出入り口のうち1以上の出入り口の構造	ア 幅80cm以上	-	×
		イ 自動又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	1-(1)-イに準ずる	×
ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない		1-(1)-ウに準ずる	×	
2 廊下等	(1)粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	-	×	
	(2)廊下等に段の設置(無の場合は、(3)の記入不要)	-		
	(3)段の構造	ア 手すりの設置	1段から設置。但し、踊り場を除くことができる。	×
		イ 回り段を設置しない	-	×
		ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	杖が傾いた場合でも、滑らない材質とする。また壁に接していない側面には高さ5cm程度の立上がりをつける。立上りを設けない場合には、手すりを工夫するなどして杖が段からはずれないように配慮する。	×
エ 識別しやすく、かつ、つまづきにくい踏面の構造	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと。	×		

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
	構	段鼻は突き出さない様にし、蹴込みは2cm以下とする。	×	
	オ 段の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設	但し、保育所、老人ホーム( )、身体障害者福祉ホームその他これに類するもので、入所者のみの利用に供する範囲については、この限りでない。	×	
(4)直接地上へ通ずる出入口又は駐車場へ通ずる出入口から各室の出入口に至るそれぞれ1以上の経路の廊下等の構造	ア 幅120cm以上	-	×	
	イ 末端の付近又は50m以内ごとに車いすが転回することができる構造	-	×	
	ウ 高低差がある場合の措置	(ア)傾斜路等の設置(無の場合は、エの記入不要) (イ)車いす使用者用特殊構造昇降機の設置	左記の(ア)か(イ)のどちらかを設置すること	×
	エ 傾斜路等の構造	(ア) 幅120cm以上(段を併設する場合90cm以上)	-	×
		(イ)勾配1/12以下(傾斜路の高さ16cm以下の場合1/8以下)	-	×
		(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	-	×
		(エ) 手すりの設置	勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設置する。	で判定 ×
		(オ) 粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	-	×
		(カ) 踊場及び廊下等と識別しやすい色	-	×
		(キ) 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設	但し、以下についてはこの限りでない。 勾配が1/20を超えない傾斜路 高さが16cmを超えず、勾配が1/12を超えない傾斜路 保育所、老人ホーム( )、身体障害者福祉ホームその他これに類するもので、入所者のみの利用に供する範囲	×
オ 各出入口及びエレベーター等の昇降路の出入口に接する部分の水平の確保	主要出入口(戸を設ける場合)、エレベーター、並びに車いす使用者用特殊構造昇降機に接する床面は150cm角以上を水平とする。	×		

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
	(5)受付等まで誘導用床材の敷設又は音声による視覚障害者を誘導する装置等の設置	但し、以下についてはこの限りでない。 直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できる位置に常時人が勤務する案内設備等が設けられている場合 方向転換の必要がない風除室	×	
3 階 段	(1)不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段の設置(無の場合は、(2)から(6)まで記入不要)	-	/	
	(2)手すりの設置	1段から設置。但し、踊り場を除くことができる。	×	
	(3)主たる階段に回り段を設置しない	-	×	
	(4)粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	2 - (3) - ウに準ずる。	×	
	(5)識別しやすく、かつ、つまづきにくい踏面の構造	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと。 段鼻は突き出さない様にし、蹴込みは2cm以下とする。	×	
	(6)段の上端に近接する廊下等及び踊場に注意喚起用床材の敷設	但し、以下についてはこの限りでない。 段と連続して手すりが設置されている場合 保育所、老人ホーム( )、身体障害者福祉ホームその他これに類するもので、入所者のみの利用に供する範囲	×	
4 昇 降機	(1)不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階(無の場合は、(2)から(4)まで記入不要)	-	/	
	(2)床面積の合計(2,000㎡未満の場合は、(3)及び(4)の記入不要)	-	/	
	(3)エレベーターの設置(無の場合は、(4)の記入不要)	-	×	
	(4)エレベーターの構造	ア かごの床面積 1.83㎡以上	-	×
		イ かごの奥行き 135cm以上	-	×
		ウ 車いすの転回に支障のないかごの平面形状	間口140cm×奥行き135cm以上とする。	×
		エ かご内にかごの停止予定階及び現在位置の表示装置の設置	-	×
		オ かご内に到着階及び戸の閉鎖を音声で知らせる装置の設置	但し、自動車の駐車のために供する施設についてはこの限りでない。	×
カ かご内の側板に手すりの設置		-	×	

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
	キ かご内に戸の開閉状態が確認できる鏡の設置	-	×	
	ク かご及び昇降路の出入口の幅 80 cm以上	-	×	
	ケ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	かご内には障害者シンボルマークを付した横形専用操作盤を両側壁面中央部の高さ100cm程度の位置に設置する。緊急呼出ボタンやインターホンは、車いす使用者の手の届く位置に設置する。	×	
		乗降ロビーでは、障害者シンボルマークを付した乗場ボタンを高さ100cmの高さに設置する。障害者用ボタンが押された時は、扉の解放時間は10秒程度とする。	×	
	コ かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が円滑に操作できる構造の制御装置の設置	かご内・乗降ロビー内の制御装置に点字により表示する等する。	×	
		乗降ロビーのエレベーター出入口部分の床には、乗降ボタン側に寄せて注意喚起用床材を敷設する。	×	
		車いす乗降を確認するための光電装置は床面から20～60cm程度の高さ2ヶ所に設置する。	×	
	操作盤面のボタンはタッチ式を避け、押しボタン式を使用する。	×		
サ 乗降ロビーの広さ 幅150 cm 以上×奥行き 150 cm 以上	-	×		
シ 乗降ロビーに昇降方向を音声で知らせる装置又はかご内に音声で知らせる装置の設置	但し、自動車の駐車のために供する施設についてはこの限りでない。	×		
	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置する。	×		
5 便所	(1)便所の設置(無の場合は、(2)から(9)まで記入不要)	-		
	(2)車いす使用者用便房の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用することができる床面積	(図5-2)の施工例2 以上の整備をすること。	×
		イ 腰掛便座の設置	(図5-2)の施工例2 以上の整備をすること。	×
		ウ 手すりの設置	(図5-2)の施工例2 以上の整備をすること。	×
		エ 大便器の洗浄装置(くつぺら式、光感知式その他の操作が容易なもの)	(図5-2)の施工例2 以上の整備をすること。	×
	(3)車いす使用者用便房及び便所の出入口の幅 80 cm以上	(図5-2)の施工例2 以上の整備をすること。	×	
	(4)車いす使用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	1-(1)-イに準ずる	×	
扉の鍵は、簡単に操作でき非常時には外から合鍵で解錠できるものとする。		×		
(5)車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	(図1-4参照)	×		

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
	(6)レバー式等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面器の設置	洗面器の高さは床面から70～75cm程度とし、下部スペースは車いす使用者のひざやアームレストが当たらないようにする。	×	
	(7)出入口付近に車いす使用者用便房がある旨の表示	(図5 - 3参照)	×	
	(8)男子用小便器のある便所の設置(無の場合は、(9)の記入不要)	-	/	
	(9)床置式で両側に手すりが適切に配置された男子用小便器の設置	小便器については床置式に代わり、これに類する小便器(低リップの壁掛式)も可とする。 小便器のうち出入口に近いものには、両側及び前面に手すりを設け寄り掛かれるようにする。 左右の手すりの高さは80cm、間隔は60cmとし、前面の手すりの高さは110cm程度とする。	×	
6 駐 車場	(1)駐車台数(25台未満の場合は、(2)から(4)まで記入不要)	-	/	
	(2)車いす使用者用駐車施設の設置(無の場合は、(3)及び(4)の記入不要)	-	×	
	(3)車いす使用者用駐車施設の構造	ア 車いす使用者用駐車場施設に通ずる出入口から距離が短い位置に設置	-	×
		イ 幅 350 cm以上	-	×
		ウ 車いす使用者用駐車場施設である旨を見やすい方法で表示	-	×
(4)敷地内の通路基準に準じた駐車場内通路の構造	7 - (1)、(2)、(3)に準ずる	×		
7 敷 地内 の通 路	(1)粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	-	×	
	(2)敷地内の通路の段(無の場合は、(3)の記入不要)	-	/	
	(3)段の構造	ア 手すりの設置	1段から設置。但し、踊り場を除くことができる。	×
		イ 回り段を設置しない	-	×
		ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	2 - (3) - ウに準ずる。	×
		エ 識別しやすく、かつ、つまづきにくい踏面の構造	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと。 段鼻は突き出さない様にし、蹴込みは2cm以下とする。	×
(4)出入口から道等	ア 幅員120cm以上	50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。	×	

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
から道等又は車いす使用者用駐車施設に至るそれぞれ1以上の経路の通路の構造		戸を設ける場合には、自動又は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	×	
	イ 高低差がある場合の措置	(ア) 傾斜路等の設置(無の場合は、ウの記入不要)	左記の(ア)か(イ)のどちらかを設置すること	×
		(イ) 車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		
	ウ 傾斜路等の構造	(ア) 幅120cm以上(段を併設する場合90cm以上)	-	×
		(イ) 勾配1/12以下(傾斜路の高さ16cm以下の場合1/8以下)	-	×
		(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	-	×
		(エ) 手すりの設置	勾配が1/12を超える部分、又は高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える部分には、手すりを設置する。	で判定 ×
		(オ) 粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面	-	×
		(カ) 踊場及び通路と識別しやすい色	-	×
	(5) 出入口から道等に至る1以上の通路の構造	ア 誘導用床材の敷設又は音声により視覚障害者を誘導する装置等の設置	常時建築物を管理する者への連絡装置(インターホン等)を敷地内に設ける場合には、当該連絡装置までの誘導で可とする。このときのインターホン等については、立位と車いす使用者の両方が利用できる高さ(ボタン高さ100cm程度)に設置し、また視覚障害者にも配慮した施設利用の案内板を併設すること。	×
イ 車路に接する部分、車路と交差する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場に注意喚起用床材の敷設		車路と交差する部分へは敷設しないことも可とする。敷地内通路は、可能な限り歩行者と車路を分離するように努めることとするが、やむを得ず動線が交差する場合においては、見通しを良くする等、危険を回避すること。	×	
		但し、傾斜路及び段の上端に近接する部分で以下についてはこの限りでない。 勾配が1/20を超えない傾斜路 高さが16cmを超えず、勾配が1/12を超えない傾斜路 段若しくは傾斜と連続して手すりが設置されている場合	×	
8 客席	(1) 固定式の客席の設置(無の場合は、(2)から(6)まで記入不要)	-		

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
	(2)客席の数	-	/	
	(3) 車いす使用者が利用できる区画、席数を200で除して得た数(その数に1未満の端数があるときはその端数を切り上げ、その数が10を越えるときは10とする。)以上	-	×	
(4)車いす使用者用区画の構造	ア 区画の大きさ幅 85 cm 以上×奥行110 cm 以上	-	×	
	イ 出入口から容易に到達でき、かつ、避難しやすい場所に設置	-	×	
(5)出入口から車いす使用者用区画に至る1以上の通路の構造	ア 幅120cm以上	-	×	
	イ 高低差の有無(無の場合は、ウの記入不要)	-	/	
	ウ 傾斜路等の構造	(ア) 幅120cm以上(段を併設する場合90cm以上)	-	×
		(イ)勾配1/12以下(高低差16cm以下の場合1/8以下)	-	×
		(ウ) 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	-	×
(エ) 粗面又は滑りにくい材料仕上げの表面		-	×	
(6) 難聴者の聴力を補う装置の設置	難聴者用集団補聴装置(磁気ループ)やFM補聴装置(無線式)などを設置する。			
9 客室	(1)客室の数(50以下の場合は、(2)から(8)まで記入不要)	-	/	
	(2)出入口の構造	ア 幅80cm以上	1 - (1) - アに準ずる	×
		イ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	1 - (1) - イに準ずる	×
		ウ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	1 - (1) - ウに準ずる	×
	(3) 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保	ベッドの側面では車いすからの移乗を配慮したスペースを、また車いすが転回できる直径150cm以上のスペースを確保すること。		×
ベッドの高さは、車いす座面高と同じ40～45cm程度とする。			×	
床面は滑りにくい仕上げとし、毛足の長いじゅうたんなどは避ける。			×	
(4) 非常呼出し設備の設置	-	×		

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
(5) 高齢者、障害者等に配慮した電話機、コンセント、スイッチ、収納棚等の設置		スイッチ類や電話機、収納棚は車いすでの使用に適した高さに配置するとともに、ベッド上からも点滅できる(入口との3路スイッチ)ものとする。	×	
(6) 便所の構造	ア 車いす使用者用便房の構造	(ア) 車いす使用者が円滑に利用することができる床面積	(図5-2)の施工例2以上の整備をすること	×
		(イ) 腰掛便座の設置	(図5-2)の施工例2以上の整備をすること	×
		(ウ) 手すりの設置	(図5-2)の施工例2以上の整備をすること	×
		(エ) 大便器の洗浄装置(くつべら式、光感知式その他の操作が容易なもの)	(図5-2)の施工例2以上の整備をすること	×
	イ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の幅 80 cm以上	(図5-2)の施工例2以上の整備をすること	×	
	ウ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる戸の構造	1-(1)-イに準ずる	×	
		扉には、簡単に操作でき非常時には外から合鍵で解錠できる鍵とする。	×	
エ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	-	×		
オ レバー式等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面器の設置	洗面器の高さは床面から70~75cm程度とし、下部スペースは車いす使用者のひざやアームレストが当たらないようにする。	×		
(7) 浴室の構造	ア 浴室の出入口の幅 80 cm以上	1-(1)-アに準ずる	×	
	イ 車いす使用者が円滑に利用できる出入口の戸の構造	1-(1)-イに準ずる	×	
	ウ 出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	1-(1)-ウに準ずる	×	
	エ 腰掛台及び手すりの設置	浴槽には水平、垂直2種の手すりを設ける。	×	
		洗い場には、車いす使用者が利用できる腰掛け台を設ける。(シャワーチェアによる備品対応も可)	×	
	オ レバー式等の操作しやすい水栓器具の設置	-	×	
	カ 浴槽の縁の上端までの高さ	浴槽ふちの高さは40cm~45cm程度とし、移乗用プラットフォームを設置すること。	×	
キ 非常呼出し設備の設置	室内には、転倒時でも操作できる位置に非常呼び出しボタンを設ける。	×		
(8) 視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置の設置		火災や災害などの緊急時に、聴覚障害者のための視覚により伝達する警報装置や、体感式振動ベッドなどを設置する。		

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定	
10 共同 浴室 等	(1) 共同浴室等の設置(無の場合は、(2)の記入不要)	-	/	
	(2) 共同浴室等の構造	ア 共同浴室及び脱衣場の出入口の幅 80 cm 以上	1 - (1) - アに準ずる	×
		イ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる出入口の戸の構造	1 - (1) - イに準ずる	×
		ウ 出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	1 - (1) - ウに準ずる	×
		エ 腰掛け台及び手すりの設置	脱着衣する際、足を伸ばしたままで座れる腰掛け台を設ける。腰掛け台の大きさは長さ150cm×幅60cm以上とする。	×
			洗い場には、車いす使用者が利用できる腰掛け台を設ける。(シャワーチェアによる備品対応も可)	×
			浴槽には水平、垂直2種の手すりを設ける。	×
		オ レバー式等の操作しやすい水栓器具の設置	-	×
		カ 浴槽の縁の上端までの高さ	浴槽ふちの高さは40～45cm程度とし、移乗用プラットフォームを設置することが望ましい。	×
キ 非常呼出し設備の設置	聴覚障害者のための非常警報装置などを設ける。	×		
11 シャ ワー 室等	(1) シャワー室又は更衣室の有無(無の場合は、(2)の記入不要)	-	/	
	(2) シャワー室等の構造	ア シャワー室及び更衣室の出入口の幅 80 cm 以上	1 - (1) - アに準ずる	×
		イ 車いす使用者が円滑に開閉して通過できる出入口の戸の構造	1 - (1) - イに準ずる	×
		ウ 出入口に車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない	1 - (1) - ウに準ずる	×
		エ シャワー室の大きさ	シャワーの区画は150cm角以上とする。	×
		オ 更衣室の大きさ	脱着衣する際、足を伸ばしたままで座れる腰掛け台を設ける。腰掛け台の大きさは長さ150cm×幅60cm以上とする。	×
ロッカーを設ける場合は、車いす使用者が利用しやすいものについて、国際シンボルマークを表示する。その数はロッカー全体の1/50以上とする。(端数切り上げ)	×			

整備項目表		計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定
	カ 腰掛台及び手すりの設置	シャワー室には、車いす使用者が利用できる腰掛け台を設ける。(シャワーチェアによる備品対応も可)	×
	キ レバー式等の操作しやすい水栓器具の設置	-	×
	ク 非常呼出し設備の設置	室内には、転倒時でも操作できる位置に非常用呼び出しボタンを設ける。また、聴覚障害者のための非常警報装置なども併せて設ける。	×
12 受付 カウン ター等	(1)受付カウンター及び記載台の設置(無の場合は、(2)及び(3)の記入不要)	-	/
	(2)車いす使用者の利用に配慮した高さ	カウンター高さ70cm程度(図12-1参照)	×
	(3)下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置	カウンター前面には、車いす使用者が利用しやすいように十分なスペース(150cm角カウンター下部の高さ65cm、奥行き45cm以上)を確保する。(図12-1参照)	×
13 公衆 電話 台	(1)公衆電話台の設置(無の場合は、(2)及び(3)の記入不要)	-	/
	(2)車いす使用者の利用に配慮した高さ	電話台高さ70cm以上(図13-1参照) 文字盤の高さは床より90~100cmとする。	×
	(3)下部に車いす使用者が利用しやすい空間の設置	カウンター前面には、車いす使用者が利用しやすいように十分なスペース(前面150cm角カウンター下部の高さ65cm以上、奥行45cm以上)を確保する。	×
14 案内 板等	(1)案内板等の設置(無の場合は、(2)及び(3)の記入不要)	・玄関付近に人的対応ができる受付等がない場合には案内板(触知図付き)を設置する。 ・受付がある場合でも施設規模が特に大きい場合や同一階に複数の便所があるなどの場合には、案内板(触知図なしでも可)が必要。	×
	(2)案内板の高さ、文字の大きさ等の高齢者、障害者等への配慮	案内板などの高さ、100~150cm程度として文字はなるべく大きくする。	×
	(3)点字による表示	玄関付近に人的対応ができる受付がない場合には必要。	×
	(4)車いす使用者用便房のある便所の案内表示	-	×
	(5)視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した避難用の誘導灯の設置	-	
15 授乳 場所	(1)授乳場所の設置(無の場合は、(2)の記入不要)	-	×
	(2)ベビーベッド、いす、その他の設備の設置	-	×

( )老人ホームについては、別紙「老人福祉施設等分類」を参照のこと。

整備項目表	計画設計上必要な配慮事項	及び を 実施しない 場合の判定
-------	--------------	------------------------

沿革 : 平成13年3月12日制定  
 : 平成14年4月11日改正  
 : 平成15年4月11日改正  
 : 平成16年2月26日改正